

琴浦町地方創生推進本部設置規程

(設置)

第1条 少子高齢社会の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域を持続するため、本町におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策について検討し、その総合戦略を策定し、推進することを目的として、琴浦町地方創生推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口推計と人口減少による影響、情報収集及び分析に関すること。
- (2) 人口減少の抑制、人口が減少する社会への対応その他の人口減少対策の横断的かつ総合的な視点での検討に関すること。
- (3) 地域活性化対策の横断的かつ総合的な視点での検討に関すること。
- (4) 人口減少対策及び地域活性化対策に関する総合戦略の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (5) 人口減少対策及び地域活性化対策に関する総合調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、各課室局の長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、会務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(各課室局の連絡調整員)

第6条 各課室局には、所管事務を円滑に推進するために連絡調整員を1名配置する。

- 2 連絡調整員は、本部長が任命する。

(事務局)

第7条 本部の事務は、企画情報課内地方創生推進室において処理する。

- 2 事務局長は、副本部長をもって充てる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年3月1日から施行する。